中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅱ　婚姻（家族法大系刊行委員会編）	1959	法律婚主義と事実婚主義	青山　道夫	13,000	1	95	204
		婚姻による成年	松本　暉男	13,000	1	64	
		夫婦の同居協力義務	林　信雄	13,000	1	45	
中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅲ　離婚（家族法大系刊行委員会編）	1959	配偶者の姦通・不貞行為	岩垂　肇	9,750	1	55	157
		離婚の手続	堀内　節	9,750	1	102	
中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅳ　親子（家族法大系刊行委員会編）	1960	認知の無効・取消	川崎　秀司	12,000	1	52	52
中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅴ　親権・後見・扶養（家族法大系刊行委員会編）	1960	民法八二六条の利益相反行為	後藤　清	7,250	1	65	65
中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅵ　相続(1)（家族法大系刊行委員会編）	1960	相続法の個人法的構成と相続財産の集団的帰属との矛盾	宮川　澄	14,750	1	68	68
中川善之助教授還暦記念／家族法大系　Ⅶ　相続(2)（家族法大系刊行委員会編）	1960	限定承認	山崎　邦彦	11,750	1	77	77
中川善之助先生追悼／現代家族法大系　4　相続Ⅰ（現代家族法大系編集委員会編）	1980	賃借権の相続	岩垂　肇	17,250	1	82	82
中川善之助先生追悼／現代家族法大系　5　相続Ⅱ（現代家族法大系編集委員会編）	1979	遺留分減殺請求権の消滅時効	風間　鶴寿	14,250	1	52	119
		限定承認	山崎　邦彦	14,250	1	67	
						1,034	

○文化庁告示第五十一号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十六年七月二十五日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成二十六年十二月二十五日

文化庁長官　青柳　正規

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五十五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法　ウェブ用教材において複製又は翻訳及び複製し、同社会員専用ウェブサイトにおいて、公衆送信及び公衆に伝達する。

四　補償金の総額　三三、四〇〇円

（別表）

裁定により利用を認める著作物とその利用方法及び補償金の額

No.	題号	著作者名	利用を認める著作物					利用年数	補償金の額（税込・単位：円）
			当該著作物が利用された実態（大学入試英語問題の区分）						
			大学名	入試年度	入試区分	問題番号	英文・和文の別		
1	Helping Others Helped Me	不明	岐阜大学	2012	前期日程外国語（英語）	大問３	英文	３年	16,200
2	不明	不明	奈良県立医科大学	2012	前期日程外国語（英語）	大問Ⅲ	和文	３年	16,200
								合計	32,400